

2023.04.13

## 交通リスク情報 <2023 No.1>

### 令和5年 運輸事業者向け「運輸安全マネジメント」ガイドライン改訂の概説

#### 【要旨】

- 国土交通省では、運輸事業者の安全管理体制構築・改善に向けた「運輸安全マネジメント」に関するガイドライン（「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を令和5年（2023年）3月23日に改訂した。
- 本改訂は、同日に公表された「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」の改正に伴い、所要の見直しが行われたものである。
- 『頻発化・激甚化する自然災害への対応力向上を図ること』、『事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用』、『内部監査』、『マネジメントレビューと継続的改善』の円滑な取組の促進を図ること』について、その重要性を強調して明記している。
- 本稿では、運輸事業者が「令和5年版ガイドライン」への理解を深めるために、改訂の背景と主な改訂点を概説する。

#### 1. ガイドライン改訂の背景

##### (1) 基本的方針改正による対応

国土交通省より、運輸安全マネジメント評価については「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」においてその後の方向性が示されていた。その内容は、「施行後5年を経過した時点において、方針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、前回の平成29年の改正から約5年が経過することからこのたびの見直しが行われることとなった。令和4年12月7日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正」につき諮問され、運輸安全確保部会における複数回の検討を踏まえて審議された結果、諮問された案を一部修正して改正することが適当であるとの結論に達し、令和5年3月23日付けで国土交通大臣に対して答申された。

上記基本的方針の改正に伴い所要の見直しが行われたのが、このたびの「ガイドライン」である。運輸安全マネジメントのガイドラインは、運輸事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例として示されたものであり、今後の事業者の取組において一定の影響を及ぼすことが考えられる。そこで、「令和5年版ガイドライン」への理解を深めるために、前回のガイドラインである平成29年版からの主な改訂点について整理する。

##### (2) ガイドライン改訂のポイント

今般、公共交通をとりまく昨今の状況等を勘案して基本的方針が改正されることとなったが、上述した運輸安全確保部会において審議された内容として、改正のポイントは以下7点が挙げられている。

- ① 自然災害への対応を評価において重点的に確認
- ② テロ等への対応を評価において確認するための手法を整備
- ③ 中小規模事業者への浸透
- ④ 安全統括管理者の活動の支援
- ⑤ 運輸安全マネジメント評価実施体制の強化

- ⑥ 過去の評価結果を踏まえた運輸事業者への評価・助言
- ⑦ 小規模な海運事業者に対する運輸安全マネジメントの推進

上記ポイントのうち、ガイドライン改訂に主に関係するのは、「①自然災害への対応を評価において重点的に確認」及び「⑥過去の評価結果を踏まえた運輸事業者への評価・助言」である。それぞれの内容は、ガイドラインの関係項目に重点的に反映されており、当該点を中心に注意して確認する必要がある。この2点に関する運輸安全マネジメント評価への対応事項は、表 1-1 の通りである。

表 1-1 ガイドライン改訂に関する「運輸安全マネジメント評価への主な対応事項」

改正のポイント	対応事項
自然災害への対応を評価において重点的に確認	自然災害が頻発化・激甚化する中で、事業者の自然災害への対応能力向上の確保は喫緊の課題となっており、令和2年7月に「運輸防災マネジメント指針」を策定したところである。今後、国土交通省において必要な体制を整備しつつ、自然災害への対応について運輸安全マネジメント評価において重点的に確認する。
過去の評価結果を踏まえた運輸事業者への評価・助言	過去の評価から、多くの運輸事業者において「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」、「内部監査」、「マネジメントレビュー」について、未だ改善の余地が大きいことが明らかになったことから、これらの取組がなされているかについて確認を重点的に行い、必要に応じ、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

(国土交通省「運輸安全マネジメント評価に係る基本的な方針の改正について」をもとに当社にて整理)

国土交通省は、平成18年10月の運輸安全マネジメント制度の施行から15年が経過し、本制度は運輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果をj得ていると整理している。一方で、自然災害が頻発化・激甚化する中で、事業者の自然災害への対応能力向上の確保は喫緊の課題となっていること、また安全管理体制の構築・改善に際し、未だ取組の途上にある事業者も存在しており、従来からの課題に対しても引き続き対処していく必要があるとしている。したがって、上記の点を踏まえ、今後の運輸安全マネジメント評価の対応に注視していくことが望まれる。

## 2. 令和5年版ガイドラインの主な改訂点

このたびのガイドライン改訂においては、事項の追加・順序変更、字句の変更等はいくつか確認されるが、全体の構成や方向性は大きく変更されていない。但し、上述したポイントは、以前に比べ、運輸事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組がより一層求められている点であり、このポイントに関わる改訂点を中心に、以下整理していきたい。

### (1) ガイドライン14項目

まず、図2-1に令和5年版ガイドラインと平成29年版ガイドラインの各項目を並記する。ほとんどの項目において変化はないが、(8)のみ項目名が変更された。これは、上述したポイントの一つである「自然災害への対応」に関する部分であり、当該項目の内容の詳細化に合わせて項目名が追記されている。

令和5年版ガイドライン	平成29年版ガイドライン
(1) 経営トップの責務	(1) 経営トップの責務
(2) 安全方針	(2) 安全方針
(3) 安全重点施策	(3) 安全重点施策
(4) 安全統括管理者の責務	(4) 安全統括管理者の責務
(5) 要員の責任・権限	(5) 要員の責任・権限
(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保	(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保
(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
(8) 重大な事故・自然災害等への対応	(8) 重大な事故等への対応
(9) 関係法令等の遵守の確保	(9) 関係法令等の遵守の確保
(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
(11) 内部監査	(11) 内部監査
(12) マネジメントレビューと継続的改善	(12) マネジメントレビューと継続的改善
(13) 文書の作成及び管理	(13) 文書の作成及び管理
(14) 記録の作成及び維持	(14) 記録の作成及び維持

図2-1 令和5年版ガイドラインと平成29年版ガイドライン項目

(2) 「4. 用語の定義」の主な改訂点

ガイドラインの用語の定義では、「(14) 事故リスク管理要員」について定義が追加された。リスク管理は、図2-1の「(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」における取組を指しており、本項目を促進する狙いがうかがえる。これは、多くの運輸事業者にとって本項目が未だ改善の余地が大きいことが明らかになったことに起因しており、今後は必要に応じて当該要員を配置する等により、リスク管理の取組を強化していくことが望まれる。

表 2-1 「4. 用語の定義」の主な改訂点（新旧対照表）

令和5年版ガイドライン	平成29年版ガイドライン
(14) 事故リスク管理要員：事故の再発防止・未然防止を目的として、現場で発生した事故、ヒヤリ・ハット等の情報を収集・活用し、対策を講じる要員	(新設)

(3) 「(1) 経営トップの責務」の主な改訂点

経営トップの責務では、自然災害が輸送の安全の脅威となっていることを認識の上、自社の自然災害対応力を向上させることが盛り込まれた。「(1) 経営トップの責務」には前ガイドラインより自然災害に関わる記載はあったが、自然災害対応の内容がより詳細化されていることから、運輸事業者においてトップダウンによる自然災害への対応能力向上の確保が強く訴求されていることがうかがえる。

表 2-2 「(1) 経営トップの責務」の主な改訂点 (新旧対照表)

令和5年版ガイドライン	平成29年版ガイドライン
1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。また、人材不足に起因する社員・職員の高齢化、厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題、さらに、 <u>頻発化・激甚化する自然災害が輸送の安全の脅威となっている</u> ことを認識の上、 <u>自社の自然災害対応力を向上させること、加えて、社会的要請が高まっている</u> 自然災害、テロ、感染症等への対応などの課題に対して的確に対応することが重要であることを認識する。	1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。また、人材不足に起因する社員・職員の高齢化、厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題や社会的要請が高まっている <u>自然災害、テロ、感染症等への対応</u> などの課題に対して的確に対応することが重要であることを認識する。

## (4) 「(2) 安全方針」の主な改訂点

安全方針では、輸送の安全の確保を的確に図るための事項として、自然災害対応に関する内容が追加された。これらは、「自然災害発生前」、「直後」、「一定時間経過後」に分けて項目化されており、タイムラインを踏まえた方針を確認・整理することが望まれる。

表 2-3 「(2) 安全方針」の主な改訂点 (新旧対照表)

令和5年版ガイドライン	平成29年版ガイドライン
2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。なお、各要員にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とする。 ① 関係法令等の遵守 ② 安全最優先の原則 ③ 安全管理体制の継続的改善等の実施 ④ <u>社員等及び事業施設の被害軽減の取組</u> ⑤ <u>災害時の避難・救助・救護の原則</u> ⑥ <u>発災後、安全確保の後の事業の復旧・継続</u>	2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。なお、各要員にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とする。 ① 関係法令等の遵守 ② 安全最優先の原則 ③ 安全管理体制の継続的改善等の実施

## (5) 「(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保」の主な改訂点

情報伝達及びコミュニケーションの確保については、主に二点の改訂点が確認された。

一点目は、計画運休への対応である。自然災害等への対応の一環として、輸送の安全にかかわる情報、特に「計画運休」について適切に外部に対して公表することの重要性を意図していることがうかがえる。

二点目は、輸送の中止・再開、ルートの変更等についての事前協議・打合せの必要性が追加されていることである。近年の自然災害が頻発化・激甚化していることを踏まえ、自然災害の発生により輸送の安全を確保できない恐れがあると予測される場合においては、関係者と事前に協議・打合せすることの重要性が強調されている。

表 2-4 「(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保」の主な改訂点 (新旧対照表)

令和5年版ガイドライン	平成29年版ガイドライン
3) 事業者は、関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報、特に計画運休について適切に外部に対して公表する。	3) 事業者は、関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。
5) 事業者は、自然災害(台風、豪雨、雪害等の予測可能なものに限る。)の発生により輸送の安全を確保できない恐れがあると予測される場合には、荷主等に対して、輸送の中止・再開、ルートの変更等について事前に協議・打合せ等を行うことにより安全の確保を図る。	(新設)

(6) 「(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」の主な改訂点

事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用については、主に二点の改訂点が確認された。

一点目は、情報通信技術の導入・活用が追記されていることである。近年、運行(航)管理等に於いて活用し得る技術として様々な情報通信技術が普及されてきており、事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の取組において、円滑かつ有効な実施に向けた業務環境の整備にあたり、最新の技術を導入し効果的に活用することが意図されている。一方で、情報通信技術に依存するばかりでなく、まずは現業実施部門の社員・職員から管理者へ各種情報を報告することが重要であることから、優先的に実施すべきこととして、「報告の重要性を周知浸透させ、報告者の自発的な報告を促すよう配慮すること」を当該文章の前段に記載しているものと思慮される。

二点目は、事故リスク管理要員に対する教育・訓練の実施と力量の把握・検証等である。事故リスク管理要員については、本章の(2)で述べたとおりだが、当該要員への教育・訓練や、リスク管理の取組及び当該要員の力量に対する定期的な把握・検証、教育・訓練等の見直しを図ることが望まれる。

表 2-5 「(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」の主な改訂点 (新旧対照表)

令和5年版ガイドライン	平成29年版ガイドライン
4) 事業者は、必要に応じて、1)及び2)の取組の円滑かつ有効な実施に向け、報告することの重要性を周知浸透させ、報告者の自発的な報告を促すよう配慮するとともに、情報通信技術(例 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ等)の導入、活用も含め、業務環境の整備を図る。	3)→4) 事業者は、必要に応じて、1)及び2)の取組の円滑かつ有効な実施に向けた業務環境の整備を図る。特に報告することの重要性を周知浸透するとともに、報告者の自発的な報告を促すよう配慮する。
5) 事業者は、自社の事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用状況等を踏まえ、必要に応じて、次に掲げるような措置を講じる。 ① 事故リスク管理要員に対して、事故のリスク管理を効果的に実施するため、必要な教育・訓練を実施する。 ② 事故のリスク管理の取組状況や事故リスク管理要員の力量を定期的に把握・検証し、必要に応じて、事故のリスク管理の方法や事故リスク管理要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。	(新設)

## (7) 「(8) 重大な事故・自然災害等への対応」の主な改訂点

重大な事故・自然災害等への対応については、主に二点の改訂点を確認された。

一点目は、重大な事案発生時の対応の一つとして、自然災害発生時の対応事項が追加されていることである。前ガイドラインにおける本項目は、自然災害は「重大な事故等」に含まれるものとして整理されていたが、原因や再発防止策については事故への対応の意味合いが強いため「事故」と「自然災害」への対応を分け、自然災害発生時の対応事項として、災害対策本部等を立ち上げ、自社の被害状況等を把握し、安全確保を前提として事業の復旧を図ることが追加されている。

二点目は、他の組織との連携強化の必要性が追加されていることである。自然災害への対応において、地方自治体、国の行政機関、事業者団体、他の事業者と日頃から連携強化（顔の見える関係の構築）を図る必要があることから、訓練等を通じて連携を促す狙いがあるものと思慮される。

表 2-6 「(8) 重大な事故・自然災害等への対応」の主な改訂点（新旧対照表）

令和5年版ガイドライン	平成29年版ガイドライン
3) 事業者は、重大な事故や自然災害等の発生時には、次に掲げるような措置を講じる。 ② 自然災害の発生時には、災害対策本部等を立ち上げ、自社の被害状況等を把握し、安全確保を前提として事業の復旧を図る。	(新設)
6) 事業者は、自然災害への対応については、地方自治体、国の行政機関、事業者団体、他の事業者と定期的な防災訓練等の機会を通じ、日頃から連携強化を図る。	(新設)

## (8) 「(11) 内部監査」の主な改訂点

内部監査では、内部監査要員に対して、自社を取り巻く環境の変化に伴う新たな課題に適時、適切に対応しているかを確認することが重要であることを伝え、理解を促すことが追加された。従来より、経営層に対する内部監査においては、輸送の安全を確保する上での課題の認識とその対応状況を確認し、必要に応じて新たな「気づき」を与えることが重要であるとされている。加えて、普遍的な課題のみならず、自社を取り巻く様々な環境の変化に伴い、新たに生じる安全上の課題を的確に把握して適時・適切に対応することもこれからの対応として求められるものであり、この点について内部監査を通じて確実に確認する必要がある。したがって、内部監査要員に対しては、当該点を踏まえた確認の重要性を強調して理解を促していくことが望まれる。

表 2-7 「(11) 内部監査」の主な改訂点（新旧対照表）

令和5年版ガイドライン	平成29年版ガイドライン
3) 内部監査の実施にあたっては、以下の点に留意する。 ⑥ 事業者は、内部監査要員に対して、輸送の安全を確保する上で、自社を取り巻く環境の変化に伴う新たな課題に適時、適切に対応しているかを確認することが重要であることを伝え、理解を促す。	(新設)

## (9) 「(12) マネジメントレビューと継続的改善」の主な改訂点

マネジメントレビューと継続的改善では、マネジメントレビューの際に、安全管理体制に関して確認し改善の必要性と実施時期等について検討を行う情報の例として、自然災害対応に係る取組状況が追加された。自然災害への対応の一環として盛り込まれたものであり、この点からも、トップダウンによる自然災害への対応能力向上の確保が強く訴求されていることが確認できる。

表 2-8 「(12) マネジメントレビューと継続的改善」の主な改訂点（新旧対照表）

令和5年版ガイドライン	平成29年版ガイドライン
1) マネジメントレビュー ② 経営トップは、マネジメントレビューの際に、例えば以下に示す安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。 ・自然災害対応に係る取組状況	(新設)

## 3. 今後の運輸安全マネジメントへの対応

## (1) ガイドラインに係る各冊子の改訂

このたびのガイドライン改訂に合わせ、表1-1で示したポイントにあたる「自然災害への対応」や「未だ改善の余地が大きいことが明らかになった項目」に係る以下冊子も改訂されている。各冊子において、取組の進め方が詳細に明示されているので、ぜひ参考にされたい。

表 3-1 改訂された冊子一覧

改訂された冊子名
運輸防災マネジメント指針－自然災害への対応に関する運輸安全マネジメント－
安全管理体制に係る「安全重点施策」と「マネジメントレビュー」の理解を深めるために
事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～ (鉄道モード編)
事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～ (自動車モード編)
事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～ (海運モード編)
安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために

## (2) 今後の運輸安全マネジメントの進め方

今般、近年の社会環境の変化等により、安全に関し考慮すべき新たな事柄も顕在化していることを踏まえ各種改訂が行われたが、特に「2. 令和5年版ガイドラインの主な改訂点」で述べた内容については、注視して対応することが望まれる。しかしながら、本ガイドラインの位置づけは、あくまで「運輸事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例として示されたもの」であり、各運輸事業者において「やれるところ・やりやすいところ・やりたいところ」から取組を進めるという点に変わりはない。したがって、運輸事業者各社におかれては、あらためて自社の実態確認・課題整理を行い、「経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮すること」及び「安全の取組みを推進するためPDCAサイクル（計画策定：P、実行：D、チェック：C、改善：A）を導入して活用すること」を念頭において、新しいガイドラインを参考に取組を進めて

いただきたい。

本稿が、令和5年版ガイドライン改訂内容確認の参考となり、今後の安全管理体制の構築・改善の一助となれば幸いである。そして、運輸事業者各社ならびに行政関係者等のご尽力により、本制度の一層の浸透・定着、ひいては運輸業界全体の輸送の安全性の更なる向上が推進され、事故の減少につながることを祈念して、本稿の結びとしたい。

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第二部  
リスクマネジメント第二部 運輸総合リスクマネジメントグループ  
マネジャー・上席コンサルタント 松尾 誠太郎

#### <参考文献>

- 1) 国土交通省「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」  
<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/content/001599087.pdf>
- 2) 国土交通省「運輸安全マネジメント評価に係る基本的な方針の改正について」  
<https://www.mlit.go.jp/common/001595846.pdf>
- 3) 国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～ 令和5年3月」  
<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/content/001599104.pdf>
- 4) 国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～ 平成29年7月」  
<https://www.mlit.go.jp/common/001191917.pdf>

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。  
コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の当社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株)  
リスクマネジメント第二部 運輸総合リスクマネジメントグループ  
千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8915/FAX:03-5296-8942  
<http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2023